

明治二十年勅令

海底電信線保護万国連合条約ノ説明書
明治十八年七月第十七号布告海底電信線保護
万国連合条約ノ意義ヲ明確ニスル為メ各国全權
委員ノ議定シタル説明書

明治十七年三月十四日（西曆千八百八十四
年）ノ海底電信線保護万国連合条約ニ調印セシ
各政府ヨリ出セル下名ノ全權委員ハ該条約第二
条及第四条ノ意義ヲ明確ニスルヲ便宜ナリト認
メタルニ依リ同意ノ上説明書ヲ決定セリ

明治十七年三月十四日（西曆千八百八十四
年）ノ条約第二条中ニ記入セル「故意」ト云ヘ
ル文字ノ意義ニ疑惑ヲ生シタルニ依リ右箇条中
刑事上ノ責任ニ付テノ規定ハ海底電信線ノ切断
又ハ破損ヲ予防スル為メ精々注意ヲ加フルト雖
モ其修繕ノ際不慮ノ事ニ依リ或ハ已ムヲ得スシ
テ他ノ海底電信線ヲ切断又ハ破損セシメタルト
キニハ之ヲ適施セサルモノト約定ス

又該条約第四条ハ海底電信線ノ所有者其海底
電信線ヲ布設シ又ハ修繕スルノ際他ノ海底電信
線ヲ切断又ハ破損セシメタルトキ各国ノ相当裁
判所ヲシテ其法律ト事件ノ情状トニ從ヒ民事上
責任ノ有無ヲ判定セシメ果シテ其責任アルコト
ヲ認定シタル上ハ其責任ノ結果ヲ決定セシムル
コトノ外他ノ目的ヲ有セザリシコト且他ノ効力
ヲ有ス可ラサルコトヲ約定ス

明治十九年十二月一日（西曆千八百八十六
年）各国全權委員巴里ニ於テ調印ス日耳曼全權
委員ハ明治二十年三月二十三日（西曆千八百八
十七年）同所ニ於テ調印ス

日本全權委員 原 敬 手記
調印

日耳曼全權委員 ミュンストル 同
亞爾惹丁全權委員 ジョゼ、セー、パツ 同
澳地利洪牙利全權委ゴルコウスキ 同

白耳義全權委員 ベイヤン 同
伯西爾全權委員 アリノス 同
哥斯太利加全權委員 エル、フェルナンデ 同
丁抹全權委員 モルトケ、ウ井トフ 同

度美尼哥全權委員 エマニユエル、ド、同
アルメダ
西班牙全權委員 ジー、エル、アルバ同
レダ

北米合衆国全權委員 マク、レーヌ 同

法蘭西全權委員 セー、ド、フレシ子 同
大不列顛全權委員 ライオンス 同
牙德麻刺全權委員 クリサント、メヂナ 同
希臘全權委員 デリアンニ 同
伊太利全權委員 メナブレア 同
和蘭全權委員 ア、ド、スツエルス 同
葡萄牙全權委員 コント、ド、ウアル同
露西亞全權委員 ウエー、アレクサン同
薩爾波度全權委員 ドリ
撰兒比亞全權委員 ロツエブレ 同
瑞典諾威全權委員 ペクトル 同
土耳其全權委員 マリノウ井ツチ 同
烏拉芸全權委員 レウエンハウト 同
エツサド 同
ジユアン、ジー、ヂ 同
アツ